

# 告 示

## 埼玉県告示第二百一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の第二一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十八年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十八年二月十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社旭タイ ル	埼玉県熊谷市上之二〇 六二番地二	細井 静枝	埼玉県知事許可 （般一二三） 第六九七号
山本塗装工業株 式会社	埼玉県熊谷市肥塚五九 二番地一	山本 幸雄	埼玉県知事許可 （般一二三） 第三一五〇八号
根岸電業	埼玉県深谷市岡三一〇 六番地一	根岸 一也	埼玉県知事許可 （般一二四） 第二四七四〇号
株式会社美山材 木店	埼玉県大里郡寄居町大 字鉢形二三六番地一	山口 喜平	埼玉県知事許可 （般一二三） 第三一二一六号
有限会社朝日美 建	埼玉県川口市朝日一丁 目一番二三号	平野 弘次	埼玉県知事許可 （般一二三） 第四九一〇四号
ネットワン株式 会社	埼玉県川口市末広二丁 目一番六号	西坂 浩一	埼玉県知事許可 （般一二四） 第六六一九九号
株式会社飛驒商 会	埼玉県川口市朝日六丁 目四番二〇号	山下 誠	埼玉県知事許可 （般一二四） 第四五三二六号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 A i d a	埼玉県さいたま市西区 西遊馬九二二番地一	本間 正敏	埼玉県知事許可 (般一二三) 第六一三一二号
有限会社有田工業所	埼玉県さいたま市岩槻 区尾ヶ崎八八九番地の 二	有田 良雄	埼玉県知事許可 (般一二三) 第四二二九一号
有限会社エスジ ー工業	埼玉県さいたま市中央 区円阿弥六丁目二番八 号	嵯峨 正	埼玉県知事許可 (般一二四) 第六六七四五号
有限会社佐久間 設備	埼玉県さいたま市岩槻 区大字南平野一六三五 番地	小寺 吉幸	埼玉県知事許可 (般一二三) 第二三二四〇号
有限会社スイケ ン	埼玉県さいたま市見沼 区染谷三丁目三五七番 地三	山田 忍	埼玉県知事許可 (般一二三) 第六一一八九号
須田工房	埼玉県さいたま市西区 塚本町三丁目一五六番 地三	須田 弘	埼玉県知事許可 (般一二三) 第三一三〇〇号
株式会社テイエ ス電工	埼玉県さいたま市西区 大字中釘二二〇八番地 七	佐竹 臣了	埼玉県知事許可 (般一二三) 第六六〇二一号
株式会社ナナオ	埼玉県さいたま市見沼 区大字御蔵一二二二番 地の一	阿部 七郎	埼玉県知事許可 (般一二三) 第三五二五〇号

富士興業	有限会社社長崎鉄工所	株式会社サンクリエート	有限会社アライ	有限会社ミタカ工業	株式会社ドバシ	株式会社藤倉	株式会社クオリティホーム	株式会社ナノ・ゲイツ	商号又は名称
埼玉県坂戸市大字横沼一番地一	埼玉県幸手市大字戸島三八四番地	埼玉県久喜市吉羽三丁目七番地三	埼玉県新座市片山三丁目七番一〇号	埼玉県所沢市元町一五番一五号	埼玉県川越市稻荷町二〇番地一六	埼玉県所沢市小手指南五丁目一五番五号	埼玉県狭山市大字南入曾五六〇番地の一八	埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目三番地	主たる営業所の所在地
津吹 富士男	長崎 則行	黒川 岩雄	荒井 宣明	三浦 義隆	土橋 喜久雄	佐藤 明夫	佐々木 篤	鈴木 渉	代表者の氏名
埼玉県知事許可 (般一三三) 第五六二五五号	埼玉県知事許可 (般一二三) 第二二一三八号	埼玉県知事許可 (般一二四) 第四〇一七三号	埼玉県知事許可 (般一二三) 第六五四〇〇号	埼玉県知事許可 (般一二三) 第四八三五九号	埼玉県知事許可 (般一二三) 第三一二四一号	埼玉県知事許可 (般一二三) 第六一〇七一号	埼玉県知事許可 (般一二三) 第六五五三三号	埼玉県知事許可 (般一二三) 第六五八五八号	許可番号

商号又は名称	有限会社東京建 材	主たる営業所の所在地	埼玉県児玉郡上里町大 字堤五九六番地三	代表者の氏名	吉永 勲	許可番号	埼玉県知事許可 (般一二三) 第四九一二九号
株式会社桜島建 設	埼玉県春日部市米島三 五八番地三五	松坂 好二郎	埼玉県知事許可 (般一二四) 第六三〇七八号	千葉 義輝	埼玉県知事許可 (般一二三) 第四五一九三号		
株式会社トライ ハード	埼玉県越谷市中町九番 六号						

### 三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

### 四 処分の原因となった事実

平成二十八年埼玉県告示第八十一号により営業所の所在地が確知できない旨の  
公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十  
九条の二第一項に該当する。